

## 平成25年度農林水産省調達改善計画の年度末自己評価結果

(対象期間:平成25年4月1日～平成26年3月31日)

平成26年6月20日  
農林水産省

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容	取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応	
			目標の進捗状況			
<b>1) 情報システムに係る調達の見直し</b>						
○総務省の調達事例データベースを活用するとともに、情報システムの専門家であるCIO補佐官からの助言を得て、仕様書等の見直しを図る。(省全体)	○調達事例データベースへの登録範囲を予算額80万SDR以上から10万SDR以上に拡大。  ○情報システムの調達に当たり、CIO補佐官から助言を受けなければならぬ範囲を予算額80万SDR以上から10万SDR以上として対象を拡大。	○調達事例データベースへの新規登録件数は、33件。 (80万SDR以上:13件) (10万SDR以上80万SDR未満:20件) (省全体)  ○CIO補佐官から助言又は確認を受けた件数は、予算額80万SDR以上の7件に加え、10万SDR以上の31件、10万SDR未満の24件、総計62件であり、助言を受けた40件で仕様書の見直しを実施。(省全体) 具体的な助言内容は、以下のとおり。 ・業務内容の記載の明確化 ・応札条件の緩和(業者資格、実務担当者のスキル、経験年数の軽減等) ・費用比較による再構築又は改修の検討 ・統合又は分割による調達規模又は競争性の確保 ・将来的な性能を含めた記載内容の適正性	○	-	○引き続き、総務省の調達事例データベースを活用する。  ○引き続き、CIO補佐官からの助言を得て、仕様書等の見直しを図る。	
○システム開発等、単独の民間事業者では業務遂行が難しい場合は、適正な業務ができる共同事業体(対象業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成される組織をいう。)として参加を認めるよう、仕様書等の見直しを図る。(省全体)	○	○仕様書の中に、共同事業体(対象業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成される組織をいう。)として参加を認めるよう記載。	○システム開発等(18件)の仕様書の中に、共同事業体として参加を認めるよう記載した。(省全体)	○	-	○引き続き、仕様書への記載を推進する。
<b>2) 一者応札・随意契約の見直し</b>						
<b>ア 一者応札の改善</b>						
○一者応札を改善するため、次の事項に取り組む。(本省、地方機関において取り組める事項は取り組む。)  ・入札(公募)情報をホームページに掲載(仕様書の概要等を含む。)する。  ・公告期間中に、業者が契約の履行に際して参考となる資料(過去の成果物等)を閲覧できるようにする。  ・工事関係の調達情報は、業界紙への掲載を依頼する。  ・入札(公募)情報を調達情報メールマガジンにより配信登録者へ配信する。 また、資格審査の際に調達情報メールマガジンの登録方法等に関する参考資料を資格申請者に配付し、調達情報メールマガジンの普及拡大を図る。  ・入札(公募)情報のホームページにおいて、地方調達機関の入札等の情報が閲覧可能となるようホームページの構成等を見直す。  ・一者応札になった案件について、参加しなかった業者へのアンケート調査を行って、要因を分析し、改善策を検討する。	○  ○  ○  ○  ○  ○	○一者応札の改善のため、次の事項を取組。  ・入札(公募)情報をホームページに掲載(仕様書の概要等を含む。)  ・仕様書の事前審査及び入札・契約審査会において、仕様書へ資料の閲覧が可能な旨の記載。  ・工事関係の調達情報は、業界紙への掲載を依頼。  ・入札(公募)情報を調達情報メールマガジンにより配信登録者へ配信。 本省の資格審査の窓口のほか、本省内発注部局において参考資料を配付。  ・平成25年8月以降、本省の入札(公募)情報のホームページに、リンク先として地方調達機関の入札等の情報を掲載。  ・一者応札になった案件について、参加しなかった業者へのアンケート調査を行って、要因を分析し、改善策を検討。	○  ○  ○  ○  ○  ○	○  ○  ○  ○  ○  ○	○一者応札については、地理的要因や、応札者側の理由(技術者不足、技術力、受注余力の有無等)によりやむを得ず発生してしまうものが多くあると考えられるが、入札公告の早期化を図ったことで入札公告等の確認時期を逸したことなどもあり、発注単位や情報提供の見直し等発注側の努力により改善できる場合もあると思料。  ○メールマガジンの登録者数を増加させるためには、登録方法等に関する参考資料を広く配布する必要がある。  ○調達情報メールマガジン関係の参考資料について、引き続き、資格審査及び発注担当窓口で配付するほか、入札に参加しなかった業者へのアンケート調査の際に参考資料の添付を検討する。(本省) ○地方機関における入札(公募)情報のメールマガジンの導入を推進する。 ○メールマガジンを導入している地方機関において、発注窓口における参考資料の配付を推進する。	

・入札・契約手続審査委員会において、前回一者応札(応募)であった案件及び入札において一者応札(応募)になった案件の応募要件や仕様書等の審査を行う。	・入札・契約手続審査委員会において、前回一者応札(応募)であつた案件及び入札において一者応札(応募)になった案件の応募要件や仕様書等を審査。	○入札・契約手続審査委員会において、前回一者応札(応募)であつた案件及び入札において一者応札(応募)になった案件を重点に、改善策の検討、応募要件及び仕様書等の審査を実施(2,713件(物品532件、役務1,601件、委託580件))。(省全体)			
・外部委員から構成される入札等監視委員会において、一者応札になった案件について優先的に審議を行う。	・外部委員から構成される入札等監視委員会において、一者応札になった案件について優先的に審議。	○入札等監視委員会において一者応札となった案件(第1・四半期～第3・四半期分)のうち、312件(本省40件、地方272件)の審議を実施。(省全体)			
<b>イ 隨意契約の改善</b>					
○随意契約を改善するため、次の事項に取り組む。(省全体) ・入札・契約手続審査委員会において、随意契約の事前審査を行う。 ・外部委員から構成される入札等監視委員会において、優先的に審議を行う。 ・随意契約による場合であっても、説明責任を強化することにより、効率化や成果の向上等、実質的な改善を重視する取組を行う。	○入札・契約手続審査委員会において随意契約の審査を実施。  ○入札等監視委員会(外部有識者から構成)において審議を実施。	○入札・契約手続審査委員会において、随意契約943件(本省307件、地方636件)の理由及び契約相手方等の審査を実施。(省全体)  ○入札等監視委員会において、随意契約(不落随意契約を含む。)になった案件(第1・四半期～第3・四半期分)のうち、108件(本省11件、地方97件)の審議を実施。(省全体)	○	—	○引き続き、実施する。
<b>ウ 内部牽制の強化</b>					○引き続き、実施する。
○随意契約及び一者応札(公募)の改善について、内部監査部局が行う監査事項とする。(省全体)	○平成25年度の監査事項として随意契約及び一者応札を明記。	○平成25年度に120カ所において内部監査を実施。(省全体)	○	—	○引き続き、実施する。
<b>3) 庁費類(汎用的な物品・役務)の調達の見直し</b>					
<b>事務用物品等の調達</b>					
○共同調達による物品・役務の調達を推進する。(省全体)	○本省:事務用消耗品、紙類(コピー用紙除く)、OA機器用消耗品、清掃用消耗品、トイレットペーパー、クリーニング、蛍光灯、災害備蓄用品、配達の9品目の共同調達を実施。	○本省:契約事務手続きの簡素化が図られた。 なお、総額については、各年度の予定数量や単価が異なるため単純比較が難しいが、単価引き下げの状況は以下のとおり。  ②紙類(PPCを除く。) 対前年度同品目(24品目)において、18品目が単価引き下げ  ③OA機器消耗品 対前年度同品目(18品目)において、3品目が単価引き下げ  ④清掃用消耗品 対前年度同品目(36品目)において、24品目が単価引き下げ  ⑤トイレットペーパー 単価引き下げ @43.25円(税抜) → @39.15円 総額約▲13万円の減  ⑥クリーニング 対前年度同品目(31品目)において、18品目が単価引き下げ 総額約▲1万円の減  ⑦蛍光灯 対前年度同品目(3品目)において、1品目が単価引き下げ  ⑧災害備蓄用品 対前年度同品目(6品目)において、4品目が単価引き下げ  ⑨運送等 対前年度同品目(50品目)において、48品目が単価引き下げ 総額約▲126万円の減   ○地方機関:会計機関が設置されている280地方機関のうち、離島などの2機関を除く278機関で共同調達(事務用消耗品、再生紙、災害備蓄品、官用車の交換、ガソリン等、事務機器(複写機、パソコン、システムサーバー)等の賃貸借及び保守、封筒印刷物製造、健康診断等、小荷物等の運送、官用車車検・点検整備等)を実施。	○	①事務用消耗品 対前年度同品目(285品目)において、278品目が同額、7品目が単価アップ。 総額約31.4万円の増。特に、ゴミ袋(約5,900枚)の単価(25%増)が大きく影響(増額約22万円)と思料。  ②紙類(PPCを除く。) 対前年度同品目(24品目)において、6品目が単価アップ。 総額約4.1万円の増。特に、色上質紙の単価アップが影響(増額約15万円)と思料。  ③OA機器消耗品 対前年度同品目(18品目)において、2品目が同額、13品目が単価アップ。 総額約9.9万円の増。単価アップした品目の影響によるものと思料。  ④清掃用消耗品 対前年度同品目(36品目)において、11品目が単価アップ。 総額約0.5万円の増。単価アップした品目の影響によるものと思料。  ⑦蛍光灯 対前年度同品目(3品目)において、2品目が単価アップ。 総額約1.1万円の増。単価アップした品目の影響によるものと思料。  ⑧災害備蓄用品 対前年度同品目(6品目)において、2品目が単価アップ。 総額約0.4万円の増。単価アップした品目の影響によるものと思料。	○本省の共同調達は、引き続き9品目を実施するとともに、案件毎に単価等の変動について検証を行い、調達方法等の見直しを検討する。 また、今後も調達規模の適正性や費用対効果に配慮しつつ、共同調達等を実施することが効率的かつ効果的と考えられるものについては、他省の実情も踏まえながら、品目の拡大等について検討する。

○競り下げによる物品・役務の調達を引き続き実施する。 (本省)		○13件(CD-R、クッション封筒、金庫、外付けハードディスク、テレビジョン、シュレッダー、ドライブレコーダー、トナーカートリッジ等再生業務、消火器、パーテイション、OAフィルター、イーサネットスイッチ、補助金関係事務必携の印刷)について競り下げを実施。なお、イーサネットスイッチ、補助金関係事務必携の印刷については不成立であった。	○競り下げの実施により、開始価格と最終価格で全体で約71万円の削減を達成。(本省) ・CD-R(応札者3者、応札件数33回、約▲3.7万円減) ・クッション封筒(応札者2者、応札件数2回、約▲11万円減) ・金庫(応札者3者、応札件数5回、約▲3.6万円減) ・外付けハードディスク(応札者3者、応札件数19回、約▲10.3万円) ・テレビジョン(応札者2者、応札件数5回、約▲1.8万円) ・シュレッダー(応札者3者、応札件数4回、約▲0.5万円) ・ドライブレコーダー(応札者4者、応札件数9回、約▲3.5万円) ・トナーカートリッジ等再生業務(応札者2者、応札件数4回、約▲3.1万円) ・消火器(応札者4者、応札件数5回、約▲8.9万円) ・パーテイション(応札者3者、応札件数4回、約▲1.3万円) ・OAフィルター(応札者2者、応札回数27回、約▲23.5万円)	○	-	○引き続き価格下落の可能性のある品目について実施する。
<b>汎用的な物品・役務の調達</b>						
○入札・契約手続審査委員会において、予算額1,200万円以上の調達に関する審査を実施する。 (本省)		○入札・契約手続審査委員会において、予算額1,200万円以上の調達に関する審査を行い、仕様書の内容等について指摘。	○入札・契約手続審査委員会において、公告期間の確保、仕様書における発注内容の記載方法、応札者に対する資格要件及び参考情報の提供などを重点的に審査し、必要に応じ仕様書の記載内容の修正等を指示。	○	-	○引き続き、実施する。
○調達の必要性を精査するとともに、契約の適正性、競争性の確保等を図り、事務用物品等について5%程度の削減を目指す。(本省)		・調達の必要性を精査するとともに、契約の適正性、競争性の確保等を実施。	○事務用物品等について、平成23年度の30.6億円から25.2億円となり約17.7%(▲5.4億円)の削減。	○	-	○調達の必要性を精査するとともに、契約の適正性、競争性の確保等を図り、事務用物品等について5%程度の削減を目指す。(本省)
○国庫債務負担行為による複数年度契約の活用を図る。 (省全体)		○平成25年度に国庫債務負担行為による複数年度契約(138件、金額約615億円)を実施。 そのうち、24年度以前は単年度契約をしていた案件を25年度に国庫債務負担行為により契約を行った13件で、約60%(▲8.3百万円)の削減。  ○平成26年度の国庫債務負担行為として、市場化テスト、システム関係、事務機器等の賃貸借及び保守等の新規案件が決定された(119件)。	○複数年度契約を行うことで、次年度以降の調達に係る事務の軽減及び契約金額の削減が見込まれる。	○	-	○引き続き、実施する。
○地方機関を含めた本省での一括調達を推進する。 (本省)	○	○地方機関を含めた本省での一括調達(銀杯等の製造(約22.6百万円)、衛星通信端末の購入(約4.7百万円))、国家公務員身分証カードの購入(約8.5百万円)及びタブレット型パソコンの購入(約2.4百万円)を実施。	○地方機関での入札関係事務が省略され、事務処理が簡素化。	○	-	○引き続き、実施する。
<b>【その他として取り組む分野】</b>						
1)施設整備費類の調達の見直し						
○公共工事の調達 施設工事において、原則、総合評価落札方式を実施する。(本省)		○施設工事において、総合評価落札方式を実施。	○平成25年度に一般競争入札により発注した施設工事21件のうち、19件(約383百万)で総合評価落札方式を採用。(本省)	○	-	○引き続き、実施する。
2)他の取組						
○総合評価落札方式による入札 コンピュータ製品等、公共工事、調査、研究開発及び広報業務ほかについて、原則、総合評価落札方式を実施する。 なお、「調査・研究開発・広報業務」の新規案件等について、事前に仕様書の内容の確認及び落札方式の審査を行う。(省全体)		○総合評価方式による契約を実施。  ○総合評価方式の事前審査を実施。	○総合評価方式による契約(省全体) 287件(コンピューター製品30件、施設工事19件、調査業務186件、研究開発23件、広報業務29件)  ○総合評価の事前審査の実施(本省) 251件(調査業務201件、研究開発17件、広報業務33件)	○	-	○引き続き、実施する。
○旅費業務 出張に際して、パック商品の利用の拡大、チケット手配等のアウトソーシングを実施する。(本省)		○本省及び地方支分部局でのパック商品等の利用、本省においてチケット手配のアウトソーシングに対応。	○航空機を利用した出張約10,500件(本省約6,500件、地方約4,000件)について、パック商品等を利用したり、アウトソーシングを活用した出張は約9,700件(本省約5,800件、地方約3,900件)であり、利用率約92%。(省全体)	○	-	○引き続き、実施する。

○水道料金の支払い。 カード決済方式の活用。(本省)		○水道料金の支払いについて、平成25年1月からカード決済方式を導入。	○事務処理の簡素化に加え、料金の支払い時のリスクが軽減。	○	—	○引き続き、実施する。
○ETCカード カード会社(年会費、カード発行手数料(無料))の有効活用。(本省)		○ETCカード(年会費、カード発行手数料(無料))の有効活用。	○年会費、カード発行手数料(再発行含む)が無料(32枚分)となり、23年度比16,800円の経費削減	○	—	○地方機関での有効活用を検討する。
○不要物品の売り払い。 ネットオークションの推進。(本省)			○売払いに適した不要物品の発生がなかったため実施せず。		—	○不要物品が発生した場合には、引き続き、ネットオークションによる売払いを検討する。
○推進体制の整備 農林水産省調達改善計画の推進・自己評価等を行うために、農林水産省調達改善推進チーム(以下「推進チーム」という。)を設置する。		○経理課及び各部局庁の経理・用度担当課長補佐により構成する推進チームを設置。		○	—	○引き続き、設置する。
○外部有識者の活用 問題点の抽出、取組に関する監視、指導、助言等の観点から、外部有識者として入札等監視委員会の委員の意見を求める。		○入札等監視委員会において当省の調達改善計画についての説明を行い、随意契約や一者応札についての助言を得た。		○	—	○引き続き、外部有識者に取組内容等を説明し、意見・助言等をいただく。
○推進チーム会合 推進チームは、原則として半期毎に定例会合を開催し、本計画に基づく取組のフォローアップ等を行う。ただし、定例会合以外の会合も、必要に応じて開催する。		○年間2回の会合を開催(上半期1回、下半期1回)。		○	—	○引き続き、開催する。
○進捗把握・管理等 計画の進捗状況については、半期毎に取りまとめる。なお、見直しの必要が生じた場合等については、計画を改定し、その内容を公表する。		○平成25年度農林水産省調達改善計画の上半期の進捗状況を取りまとめ、当省ホームページに掲載。		○	—	○引き続き、実施する。
○自己評価の実施 上半期終了時点並びに、年度終了時点における計画の調達状況、調達の具体的な改善状況等について評価し公表する。		○自己評価の実施 上半期終了時点及び年度末終了時点における計画の調達状況、調達の具体的な改善状況等について評価し、当省ホームページに掲載。		○	—	○引き続き、実施する。
○人事評価目標の設定 業績評価において、コスト意識を持った効率的な業務運営に係る目標を設定し、本改善計画に係る取組が人事評価に適切に反映されるよう取り組むこととする。		○推進チームメンバー及び調達事務担当者等に対し、調達改善計画の取組について人事評価に反映されるよう周知。		○	—	○引き続き、周知を行う。
○地方機関での取組 地方機関の入札・契約手続審査委員会、入札等監視委員会において、随意契約、一者応札の契約について、審査等を実施する。 平成25年度農林水産省調達改善計画は、主に農林水産省内を対象に実施するが、地方機関において取り組める事項は順次に取り組むこととする。		○地方機関での取組 地方機関の入札・契約手続審査委員会、入札等監視委員会において、随意契約、一者応札の契約について、審査等を実施。 また、地方機関において取り組める事項は順次に取り組んだ。		○	—	○引き続き、取り組む。
○独立行政法人への奨励 独立行政法人に対して、同様の取組を奨励する。		○独立行政法人に対して、同様の取組がなされるよう、担当部局長を通じて公文を発出。		○	—	○引き続き、取組を奨励する。

○その他の取組(調達改善計画で記載していない事項)

実施した取組内容	取組の効果	実施において明らかとなった課題	今後の対応
平成25年度に開始した取組			

## 外部有識者からの意見聴取の実施状況

外部有識者からの意見	意見に対する対応
<p>○ 不要物品の売り払いについて、実績がなかつたが、不要物品とはどのようなものを想定していたのか。</p>	<p>○ 平成24年度は、カメラを売り払うことができたが、通常、不要物品は壊れたものが大半となるため、実質的に価値がなく、売り払うことが困難である。</p> <p>平成25年度においては、壊れた物品しかなく、売り払いが可能な不要物品がなかつたため、実施できなかつたが、売り払い可能な不要物品が発生した場合は、引き続き実施していく。</p>
<p>○ 一者応札を改善するため、関連情報をホームページに掲載する、メルマガの登録を増やす(課題も述べつつ)など改善の具体的な動きがあり、引き続き取り組んでもらいたい。</p> <p>なお、公告期間が短いため、複数業者が入れできないという課題が過去に多く散見されるので、この点についても前向きに改善できないか。</p>	<p>○ 一者応札の改善のために、応札に際して、過去の実績など有効となりえる関連情報を仕様書に記載し、当該仕様書等をホームページに掲載するとともに、メルマガの登録者数を増やすなど、引き続き、取り組むこととしている。</p> <p>なお、公告期間が短いため入れできなかつたという課題については、平成26年度から「発注見通し」をホームページに掲載するなど、これまで以上に情報提供を進めている。</p>